

●新婚世帯家賃補助金について●



この補助金は、新婚世帯の市内への定住および民間賃貸住宅の活用を図るため、新婚世帯が市内の民間賃貸住宅で新生活をスタートするにあたり、必要となる住居賃借費(家賃)の一部を補助するものです。

補助対象世帯

- 婚姻又は県・市が規定するパートナーシップの届出等をした日より4年以内の新婚世帯であり、その間の申請であること
(再婚等を含む。ただし、同一人との再婚等で、かつ過去に認定を受けたことがある場合を除く)
- 市内の民間賃貸住宅(家賃3万円以上)の賃貸借契約を締結し、現に居住(2親等以上の親族が同居していないこと)し、住民基本台帳に記載されている世帯
- 家賃を滞納していないこと
- 新婚世帯全員の市税が未納でないこと
- 新婚世帯全員が南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- この補助金以外で、家賃補助に係る公的な補助金等の交付を受けていないこと

補助対象住宅

婚姻等の届出等をした当事者のいずれかと住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した自己の居住用に供する住宅等(家賃3万円以上)

- ※補助対象外: 公的賃貸住宅(市営住宅、県営住宅など)、給与住宅(社宅、官舎、寮など)、申請者の一親等以内の親族が所有する住宅及び賃貸住宅
(ただし、賃貸住宅として他の入居者と同一の条件で賃貸する場合は除く)

補助対象費用

民間賃貸住宅の月額賃料(共益費、管理費、駐車場使用料等の住宅賃貸料として認められないものを除く)として賃貸借契約書に定められた家賃

補助金額

家賃3万円以上5万円未満の場合 月額 5,000円

家賃5万円以上の場合 月額10,000円

※住宅手当を控除した実質家賃負担額が補助金額以下の場合、実質家賃負担額

補助金交付

交付期間は、認定の日の属する月から補助金交付事由が消滅した日の属する月の前月までの最大3年間(36ヶ月)。ただし、婚姻日等の属する月から数えて4年(48ヶ月)を超える部分については交付しません。

4月～9月分は11月末、10月～翌3月分は翌5月末まで口座振込により交付します。

資格喪失

- ・婚姻等の届出等をした者が婚姻等を解消したとき
- ・婚姻等の届出等をした者の双方、または一方が死亡したとき(ただし、一方が死亡した場合において、同居している子があるときは資格を継続する)
- ・婚姻等の届出等をした者の双方、または一方が転出したときなど補助対象要件を満たさなくなったとき

必要書類

【補助金を申請するとき】 認定は年度ごとに行います。年度ごとに申請をしてください。

- 新婚世帯家賃補助金受給資格認定申請書(様式第1号)
- 世帯全員の住民票の写し
- 戸籍謄本又はパートナーシップ宣誓書受領証等のパートナー関係を証する書類
- 世帯全員の未納税額のない証明書(発行日から1ヶ月以内)
- 住居の賃貸借契約書の写し
- 新婚世帯家賃補助金口座振替申出書(様式第2号)
- 住宅手当支給証明書(様式第3号)
- 家賃内訳証明書(様式第4号、賃貸借契約書で家賃の内訳が不明な場合に限る。)

【補助金を請求するとき】

- 新婚世帯家賃補助金請求書(様式第6号)
- 家賃領収書の写し(家賃支払いを証明できるもの)

相談・申請受付

受付期間 随時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 ふるさと創生課(市役所 本館3階)

【問合せ先】 南あわじ市役所 企画部 ふるさと創生課
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp